

## 令和6年第4回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和6年12月16日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4 番	高 橋 伸 治
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	6 番	間 宮 寿 和
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教育文化部長	天 野 富 三
会計管理者 兼会計課長	田 島 直 樹
総務課長	伊 藤 博 臣
企画課長	山 内 明
環境経済課長	西 川 雪 秀
住民課長	宮 川 雅 人
福祉子ども課長	朝 日 純 子

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 佐々木 正道

1. 議事日程（第3号）

令和6年12月16日（月曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第89号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 第90号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 第91号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 第92号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 第93号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第6 第94号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 第95号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 第79号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認について
- 日程第9 第80号議案 笠松町町内会加入促進及び活動推進に関する条例について
- 日程第10 第81号議案 笠松町議会の個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 第82号議案 笠松町印鑑条例及び笠松町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第83号議案 笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正

する条例について

- 日程第13 第84号議案 笠松町火葬場及び墓地使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第85号議案 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議について
- 日程第15 第86号議案 笠松町福社会館空調設備改修工事請負契約の締結について
- 日程第16 第87号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第17 第88号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

日程第1 第89号議案から日程第17 第88号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、第89号議案から日程第17、第88号議案までの17議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村井副町長。

○副町長（村井隆文君） おはようございます。

初めに、本日追加提案させていただきます給与改定関係の条例改正案につきましては、例年、国における給与法の改正の措置を待つて行うことを基本としておりますが、11月29日付で総務副大臣より、その時期について国における給与法の改正の動向を踏まえつつ、地域の実情を踏まえ、適切に判断することとする旨の通知がございました。これを踏まえまして、国におきましては、12月12日に衆議院本会議で可決されたこと及び当町の議会会期を考慮いたしまして、本日追加提案させていただくことといたしましたので、よろしく願いをいたします。

それでは、順次御説明を申し上げます。

議案書の1ページから2ページ、議案資料の1ページから2ページにわたります第89号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和6年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容等を考慮し、議会議員の期末手当の支給に関し、所要の規定整備を行うものであります。

議案資料のほうの1ページをお開きください。

改正条例の第1条では、期末手当の支給割合の改正を行うもので、12月支給分の期末手当を100分の225から100分の235へ100分の10増額改定するものであります。

続きまして、議案資料の2ページをお開きください。

こちらの改正条例の第2条は、6月、12月の期末手当の支給割合を均等にする改正を行うものであります。

施行期日は公布の日で、第1条の改正規定は令和6年12月1日から適用いたします。第2条の規定につきましては、令和7年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案書の3ページ、議案資料では3ページから4ページにわたります第90号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

第89号議案と同様に、令和6年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容等を考慮し、常勤の特別職職員の期末手当の支給に関し、所要の規定整備を行うものであります。説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書の4ページから35ページ、議案資料では5ページから14ページにわたります第91号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和6年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定等に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

議案資料の12ページを御覧いただきたいと思います。

まず、今回の給与改定の概要について御説明をいたします。

1つ目は給料表の改定でございますが、特に初任給や若年層の給与月額を大幅に引き上げるものとなっております。民間の初任給の状況を踏まえた水準といたしまして、採用面での競争力の向上、初任給引上げを踏まえ、若年層が在職する給与についても給与月額を引上げするという内容のものでございます。

初任給のところでございますが、従来、大卒で一般職19万6,200円のを22万円に給料表の改定が行われ、月額では2万3,800円の引上げとなっております。同様に、高卒の一般職についても表記のと通りの引上げを行うというものでございます。

あわせて、若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材の採用時の給与改善という観点から、各級の初号の額を引き上げる改正も行わせていただくことといたしております。

次に、2つ目は、期末・勤勉手当の引上げについてでございます。民間の支給状況に見合うよう引上げを行うもので、年間の支給割合を4.5か月分から4.6か月分ということで、0.1月分引上げを行うものでございます。期末手当及び勤勉手当の支給月数とも、ともに0.05月分ずつ均等に配分をさせていただいております。

3つ目は、扶養手当の見直しでございます。こちらは配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引上げるものでございます。配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応するとともに、子を有する職員に対する生計費の補填を充実させるという内容のものでございます。

こちらは2年間にわたりまして段階的に実施をしていこうというものでございまして、配偶者につきましては、現行6,500円のを令和7年度には3,000円、令和8年度には廃止をいたします。子については、現行1万円のを令和7年度には1万1,500円、令和8年度には1万3,000円と引上げを行うことといたしております。

4つ目は、管理職職員の特別勤務手当の支給対象の拡大ということで、こちらは平日深夜に係る支給対象時間帯の拡大ということで、勤務実態に応じた適切な処遇を確保するもので、現行では午前0時から午前5時にわたります勤務に対してが支給対象のものを、見直し後におい

ては午後10時から午前5時の勤務に対するものを支給対象とするという内容のものでございます。

以上が今回の給与改定の大まかな概要でございます。

なお、改正条例では、施行日に応じまして3条立ての改正をさせていただいておりますので、順に御説明を申し上げたいと思います。

議案資料の13ページを御覧いただきたいと思います。

こちらのほうは第1条の関係でございます、令和6年4月1日から遡及適用をさせていただくというものでございます。

まず1つ目は、給料表を増額改定させていただくもので、行政職給料表の改定率は2.68%、医療職の給料表改定率は2.90%でございます。

2つ目は、期末手当及び勤勉手当の支給割合で、こちらは令和6年12月支給分を引き上げさせていただくという内容のものになっております。

続きまして、14ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは第2条関係では令和7年4月1日の適用分でございます、1つ目は、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正で、6月、12月の支給割合を均等にする改正を行うというものでございます。

2つ目は、扶養手当の見直しを行うもので、令和7年度におきましては、先ほど御説明申し上げたように配偶者を3,000円、子については1万1,500円という改正を行わせていただきます。

3つ目の管理職員特別勤務手当については、概要については先ほど御説明したとおりでございます。

こちらの記載のほかに、先ほど給料表のところでも申し上げましたように、若手若年優秀者の早期昇格時及び民間人材の採用時の給与改善のため、3級以上の初号給の額を引き上げる、号級の切替えを行うということと、もう一つ、定年前の再任用、短時間勤務職員に対する住居手当の支給というような改正も併せて行わせていただいております。

なお、施行期日につきましては公布の日で、ただいまる御説明申し上げましたとおり、第2条の改正規定は令和7年4月1日から、第3条の改正規定につきましては令和8年4月1日からでございます。

なお、改正条例の附則の中でうたい込ませていただいておりますが、改正条例の附則第7項及び第8項におきまして、笠松町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を行いまして、企業職員も町職員と同様の処遇となるよう規定の整備を行わせていただいております。

続きまして、議案書の36ページから51ページ、議案資料では15ページから18ページにわたります第92号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例についてであります。

令和6年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定等に伴い、給料表の改正を行うものであります。

議案資料の16ページを御覧いただきたいと思えます。

改正条例の第1条は、令和6年4月1日から適用させていただくもので、資料の一番最下段でございますが、こちらのほうに1級の給料表では9.29%、2級の給料表においては4.68%の引上げ改定をさせていただくというものでございます。

第2条関係につきましては、令和7年4月1日適用分で、1級の給料表を改定し、号給等改めをさせていただくものでございます。

施行期日は公布の日で、第2条の規定につきましては令和7年4月1日から適用させていただくというものでございます。

続きまして、議案書の52ページから63ページにわたります第93号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

補正額は2,966万1,000円の増額補正でございます。令和6年の人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費等の増額補正をさせていただくものでございます。

内容につきましては、条例改正の議案において御説明させていただきましたように、議会議員及び特別職に係る12月期末手当の支給率引上げに伴う増額、一般職におきましては、給与改定及び職員手当の支給状況の異動に伴う所要の補正を行わせていただくというものでございます。

一般会計に係る人件費は、1,621万4,000円の増額で、特別会計を含めました全体では1,660万9,000円の増額となっております。また、会計年度任用職員に係る人件費も同様に、報酬、期末手当等594万円の増額補正をさせていただくというものになっております。

それでは、そのほかの補正内容について順次御説明をさせていただきます。

59ページをお開きいただきたいと思えます。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費では、積立金といたしまして、社会福祉基金積立金4万7,000円を計上させていただきました。こちらは社会福祉事業への寄附金をお寄せいただきましたので、基金に積立てをすべく増額の補正をさせていただいております。

続きまして、60ページ、第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費では、19節 扶助費で児童手当費といたしまして609万円を増額させていただいております。

こちらは、令和6年10月からの児童手当の制度改正によるもので、支給対象の拡大等に伴い増額をさせていただくものでございます。所得制限の撤廃、対象を高校生世代まで拡大したこと、また第3子以降を1万5,000円から月額3万円に増額したこと、第3子判定の対象年齢を

22歳までに拡大とさせていただいたことによるものでございます。

なお、係る財源、児童手当負担金につきましては、負担割合の変更等に伴いまして、国、県からの負担金、それぞれ収入見込額を計上させていただいたところでございます。

続きまして、62ページを御覧いただきたいと思えます。

第9款 教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費では、18節 負担金補助及び交付金で349万円を増額させていただきました。

こちらは羽島郡二町教育委員会の負担金、分担金でございまして、令和6年度に羽島郡二町教育委員会で雇用されました会計年度任用職員の月額給及び時間給の増額改定に伴い、それぞれ負担金、分担金を増額させていただくものでございます。

負担金につきましては、教育支援センター、教育相談員、専門員、ICT支援専門員の方に係る部分の負担金でございます。分担金につきましては、中学校部活動指導員、社会人指導者、スクール・サポート・スタッフ等に係る分担金を増額させていただいております。

歳出については以上でございます。

次に、歳入につきまして、歳出で触れていないものについて御説明をさせていただきたいと思えます。

56ページをお開きください。

国庫支出金の国庫補助金では、マイナンバーカード交付事務費補助金、子ども・子育て支援事業補助金ということで、それぞれ収入見込額を増額させていただいております。こちらについては、給与改定等に伴い、増額分が収入見込みとなる部分を計上させていただいております。

続きまして、57ページを御覧いただきたいと思えます。

18款の繰入金では、今回の補正に伴い不足する財源に財政調整基金から980万4,000円を繰入れすることにより充てさせていただいております。

以上が一般会計の補正予算でございます。

続きまして、64ページから66ページにわたります第94号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

補正額は75万1,000円を増額補正でございます。こちらは給与改定に伴う人件費の補正となっております。

続きまして、議案書の67ページから69ページにわたります第95号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

補正額は188万円の減額補正でございます。

69ページをお開きいただきたいと思えます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、総額で35万6,000円を減額補正させていただいております。



こちらは、給与改定等に伴う人件費のほか、育児休業取得等に伴う給与費の減額により、トータルでは35万6,000円の減額をさせていただいております。

続きまして、第3項 介護認定費、第2目 認定調査費では、こちらは合計で152万4,000円の減額をさせていただいております。

内容といたしましては、会計年度任用職員の報酬改定による増額のほか、要介護認定調査員の勤務形態の変更により報償費で支払いをすることになったことに伴う人件費の減額をさせていただいております。これに伴う歳入につきましては、今御説明申し上げた歳出の減額により、一般会計からの繰入金金を188万8,000円減額をさせていただいております。

説明につきましては以上でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。ただいま提案の第89号議案から第95号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第89号議案から第95号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことに決しました。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第79号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

第80号議案 笠松町町内会加入促進及び活動推進に関する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

田島議員。

○9番(田島清美君) 先日の勉強会で、この条例についていろいろ教えていただいたんですけど、三重県の四日市市の条例を参考にされたということをお聞きしました。この12月に当たってこの条例を出されるようになったという、その理由というのと、あと町長さんの思いというか、これをこういうふうなことを条例にすると、どういうふうに条例をつくる前と後とどのように町内会長さんも動きやすくなるのか、ちょっとその辺の思いを語っていただきたいんですけど。

○議長(伏屋隆男君) 古田町長。

○町長(古田聖人君) まず、今議会で提案させていただいた理由というのは、まずは4月、3月、年度末の引っ越しの、転入のシーズンの前に、こういったことを町が積極的に取り組んでいるということをPR、そしてまた転入された方にも町内会のほうにも入っていただきたい、そういう機会を増やしたいということで、この時期に制定ということがありますし、この条例に関しては、議員御承知のように、今、町内会では町内会に加入していただけない方が非常に増えている。また、役員の成り手不足が大変深刻化しているという話を、私自身も町内会長さん、それこそ全町内会長さんといっても過言ではないぐらい、いろいろお悩みを聞いています。

なかなかこれは町内会、任意団体ですので強制はできませんが、ただ、そういった今の町内会長、あるいは町内会の役員さん、イコール民生委員の方々、消防団の成り手不足、そういったことを踏まえますと、やはり我々行政も一体となって、この町内会の必要性、特に能登半島地震でも示されていましたように、防災力の強化というのは、イコール地域の絆の強化と非常に直結しているというふうなことを今改めて皆さん感じ取っておられると思います。

そして、防災だけではなく、これから高齢化社会、少子高齢化においては、高齢化になりますと認知症とか、あるいは寝たきりの方、独居の方が増えてくる。それを支えていくのは、やはり自助、共助、公助、共助の部分が非常に役割が大きくなっていくのではないかと思います。まだまだ若い人たちは人ごとだと思っている方も多いかもしれませんが、今、生涯未婚率が非常に増えているということになると、この笠松の地でも、これからこういった問題、防災のみならず、高齢化社会の様々な課題が浮き彫りになってくると思います。こうしたときに、やはり行政と、そして地域の方々が一緒になって課題解決に取り組んでいく、そういった機運をつくっていく、そのきっかけになればいいかということで、これは町内会長さんからの要望もありましてつくらせていただきました。

具体的には、この条例をつくって何が変わるかということ、例えば転入された方に、笠松町では町内会を一緒になって、加入をしていただくよう努めていますよという啓発のチラシを渡したり、あるいは今でも既存の町内会長の皆さんや役員の皆さんも、まだ入ってみえない方に、

今回こうやって町内会、行政と一緒に、役場と一緒に推進しているから何とか協力してもらえないかという、そういうときに使っていただける、いわゆる笠松町全体で町内会の必要性というのをしっかりと皆さんに認識して、そして協力と理解を求める、そういった役割を期待しているということで、実際にどこまでそれによって町内会への理解度が深まるかは分かりませんが、そういった気持ちで取り組んでいきたいという思いで、今回、条例の制定を上程させていただいたというところであります。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） 私も町長さんの言われるように、やはりなかなか町内会に入れないという人が今多いじゃないですか、アパートでも。そういったいろんな役員が回ってくるから、できたら入りたくないわという人が結構多いので、この条例があって、町内会長さんが少しでも町内会に入ってもらえるように動きやすくなるのはいいんですけど、例えば何か、あめといったらいけないんですけど、そんなことであめを出してもいけないんですけど、例えばこのアパートなんかをつくる場合に、その業者さんに町内会に入ってくださいと奨励金を渡しますよとか、そんなようなことは考えてみえるとか、そういうのはまだこれからこの条例を通してからこういうふうにすると。条例はつくったが、結局は強制じゃないので、ただ条例はつくったけど、あまり結果が出ないとちょっと駄目なのかなと思うんですけど、そういったことを考えてみえるというのはありますか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 町内会に入らない人たちの、私もじかに何人も聞いていますが、こういう意見が多いんですね。町内会に入ってもメリットがない。デメリットが多い。

ただ、皆さん方も御承知のとおり、こういった地域のコミュニティーというのは、メリット・デメリットで測っていいものだろうかというような私もありまして、奨励金云々というのが、それによって、どういう形かちょっと分かりませんが、まずはこういった思いをしっかりと関係者と一丸となる、そういった一つのすべとして使っていただくことをいうと同時に、やはり町内会の、あるいは地域のこういう絆強化というのは、もちろんこういった条例も一つのツールになると思いますが、やはりふだんのお祭りとか、あるいは夏の盆踊りとか、あるいは運動会とか、そういったものにやはり参加していただく。特に若い世帯をどうやって参加していただくかという、これは常日頃の関係性というのが非常に大事ではないかと思います。

そうした中、この笠松校区では、今年の春祭りに当町の職員や、あるいは地元の企業の有志の方々と一緒にお祭りに参加していただいて、何とか地域一体で祭りを盛り上げて、その中で若い世代や、あるいは今までちょっと町内会に距離を置いた人たちも巻き込もうという、こういう取組をしました。これによって、1人でも2人でもこういった地域の活動って大事だなと

認識していただければ、効果があったと思います。すぐに結果が出るものではありませんが、一個一個積み上げて、その中で、それは1年や2年ではなかなか意識は変わらないと思いますが、そういった取組を積み重ねることによって、少しでもこういった地域に対して関心を持って、そして協力をしていただける。若い人に限らず、年配の方でも、今、年だから抜けてしまえという人たちも増えていますが、そういう人たちをつなぎ留めるとか、その地道な努力を積み重ねていかなきゃいけないと思いますし、これにはもちろん我々行政だけでなく、地域住民の代表である議員の皆さん方も一緒になって取り組んでいただきたい。

この中で、町内会が必要じゃないと思われる方は誰一人いないと思いますので、ぜひともみんなと一緒に、まさしく共助の気持ちで取り組んでいく、そういった気持ちをこれからも強く打ち出していきたいと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） 町長さんの大変熱い思いは受け止めました。

私たち議員も、町内会に入っているいろいろな絆をつくるというのは、防災の観点から、またいろいろな今後の高齢化社会に向けて大変重要なことだと思いますので、あめをあげるから入るとか、そういった安売りを本当はしたくないんですけど、やっぱり呼びかけるほうとすると、そういったものがあるとやっぱりやりやすいんじゃないかな。町内会長さんとか役員さんが、そうやってちょっとお願いするのにやりやすいんじゃないかなと思って、ちょっと私はそういうお考えがあるのかなということをお聞きしましたが、こういったことでまた笠松町が盛り上がっていけばいいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質問はありませんか。

[挙手する者あり]

高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 今回、町内活動に加入してほしいという基本理念が制定をされるということですが、ちょっと先日の一般質問でも私はやったんですけども、自分として10年前に町内会に関わったときと、やっていることについては我々の町内については何ら変わっていない。そのまま反映されたなというのは実感でありますけれども、それで、これを制定されて、業者のほうにも町が働きかけるというふうになっておりますが、町内会長さんが新しく入ってみえた方に対して、入ってくださいよと言っても理解がなかなかいただけないと。そうすると、町内会長は役場のほうに聞いてくれということで、ここに電話されると。役場のほうの方は多分担当の方ですが、一応こういう基本理念の下に条例が制定をされましたという説明を多分されると思うんですね。とどめに、これはあくまでも自由意思ですから判断してくださいというようなことを言われると、強制でないんですね、じゃあやめますということが返ってきそうな気

がするんです。

だから、その点をどういうふうに考えておられるのかというのが1点と、私が関わってから10年たつ間に、町内会の加入率が半分ぐらいになった町内会とか子ども会が解散したとか、いろいろあるんですが、その流れというのは止まるというふうに考えておられるかどうか、その2点についてお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） まず、最初の御質問です。

確かに任意団体で強制ではないですが、これは最終的にお願いベースで、やはりこれはもう一回しっかりと丁寧に説明をしていただきたいと思います。我々もこういうことをやっているというように必要性を訴えて、もちろん最終的にはそれぞれの皆さんが判断されると思うんですが、アプローチの仕方だと思うので、そういった突き放したような言い方じゃなくて、あくまでも笠松町としては、町内会は大切で必要な、そういう組織であると思うので、ぜひとも御協力をお願いしたいということは訴えていきたいと思っています。その上で、最後は皆さんそれぞれ判断されることだと思います。

あと、その後、これで流れが止まるかどうか、私は止めなきゃいけないと思っています。これは今の状況ですと、やはりこういうままですと、どんどん地域内の絆、そうすると、先ほども申し上げたように、防災とか、あるいは高齢化社会への対応、また今いろんな犯罪、それこそ闇バイトとか、いわゆる特殊詐欺、そういったもので特に御高齢の方が被害に遭われるケースがあります。そういったことを考えますと、メリット・デメリットとか、そういうような短期の話じゃなくて長期的に見た場合、やはり地域の絆というのは本当に今まで以上に必要だと思います。

ややもすると、何かその時代の流れで個人主義とか、もちろん個人情報、あるいはプライバシーは重視するんですが、一方で人口減少、少子高齢化の中で、やはりよく言われます遠くの身内、親戚よりも近くの他人という、そういった思いをいろいろな機会を通して、やはりこれを訴えていきたいという思いはありますので、何とかこれだけで効果があるとは思っていませんけど、それも一つのきっかけとして、皆さんと一緒に町内会の必要性、イコール地域の絆、結び直しをこれからも図っていきたいと思っていますので、ぜひとも皆さん方の御理解と御協力もお願いしたいと思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 総体的な考え方としては、違いはないというふうに理解しておるんですが、実際この条例をつくってほしいと言われた町内会長さんに私直接聞いたんですけども、要望したよと、そういうふうにできますね、よかったですねというお話だったんです、まず。

だったんですが、これはこの前の質問でも言ったんですが、町内会長さん、70人以上多分見えると思うんですけども、その方を指導するというか、これを理解していただくように指導する、この前指導ということをやったら、いや、それは指導しません、何か別のときをお願いしますということ言われたので、町としてもっと積極的にPRしていただいて、町内会長さんに理解をしてもらわないと、一般に入ってくる住民の方への説得ができないので、その辺をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） すみません。先ほどの町長の答弁の中で、役員の確保というような話がありました。例えば町内会がめちゃくちゃ大きいと、やっぱり会長さん、役員の方の負担というのはかなり大きくなっていきます。小さければ、ずうっと同じ人が役員をしなきゃいけないということもあって、この中には合併分割に対することは何も書いていないんですけど、その辺はどういうふうにお考えですかということ。

それは、もちろん中に書いてあるように、それぞれの町内会が個性を持ってやりなさいと書いてあるので、そういうことは自分で決めなさいということだとは思いますが、そうであるならば、町として、もしそうならばいろんな援助をしますよということを明記したほうがいいなという部分があるのと、そういった部分でいうと、第8条の3のところ、町は町内会への加入及び参加の促進に係る活動その他町内会の組織及び活動の維持を支援するために必要な援助を行うよう努めるものとするということが書いてあるもので、そこに当たるのかなとは思っています。

そういったことをもう少し明記してほしいというのがもう一つと、今、若い人に入らないかなという話でありました。こういった、例えば年配の方ですと、例えば回覧板を回したり、隣の人と地域で何とかという意識というのはすごくあると思うんですけど、若い人にはそれが無いという話だったと思うんですけども、そうであるのならば、町がまず、例えば電子回覧板のシステムをつくる、それを町内会で使っていいですよというふうにオープンにするであったり、例えば町内会の会費の集めを、例えばスマホで決済できるようなシステムをつくって、町内会の人たちに各町内会で使ってくださいという支援の仕方、DX化ですね。そういう町内会の若い人に向けてのDX化というのも一つの支援の方法だと思いますし、そういったことというのはこれから考えていく余地はあると思うんですけど、いかがですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 町内会の集約化とか、あるいは合併、そういった問題というのは、多分連合会のほうでもいろいろ出ているんですが、非常にデリケートな問題でして、行政主体でや

れる、任意団体ですので難しい部分がありますが、それはこれから多分皆さん町内会のほうでもいろいろ議論が出てくると思います。そのときは我々も積極的にいろいろな提言はさせていただくんですが、最終的にはそれぞれの町内会の住民の方が決められることですので、どこまで踏み込んでいいのかということは、これは連合会とも協議しながら進めていきたいと思いません。

あと、DX化についてはやはり進めていきたいと思いますが、ただ、これも町内会によっていろいろ温度差、スキルが使えるかどうか、町内会長さん自身がなかなかこういうのは難しいよと言われてしまうと進まないと思いますが、やはりそういったものも調査・研究は進めていくべきではないかと思っておりますし、実際、いろいろな先進事例も、職員によるDXの中でも考えているようですので、またいずれ、もし何かあれば議会のほうにもいろいろ御相談しながら、1つでも2つでもそういったアイデアを、実現化に向けては努めていきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

もちろん各町内会が自主判断でやらなきゃいけないということはありますけれども、例えば大きな町内会が分割するということは可能なんでしょうか。問題点があるのかどうかということが1つと、合併というのは笠松地区を前提に、もう何十年も前からお話が出ていますけれども、分けるという話も可能かどうかということの確認が1つと、先ほど言いましたように、例えば今、役場のほうではkintoneを使っていろいろな業務アプリをつくっているという話がありました。例えば町内会の会計は、もう入力するだけのやつをつくっていただいて、それを使っていたできるようにする、簡単に使えるようにしていただくということですね。例えばそういう方によって、若い人じゃないと、あんたがおらんと会計が回らんのや、分かんんのやというようなことで、若い人をどんどん引き入れていくということもできるかも分かりませんので、例えば同じ方式で上がってくれば、町も町内会の内容というのは把握しやすくなっていくというふうに思います。

もちろん会計を報告する必要はないのかもしれませんが、そういった意味でも、ぜひともいろいろなことを取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 別に分割の問題はできると思うんですが、ただ、それは先ほど申し上げたように個々の町内会ですし、一つ私が今お話を聞いてあれですと、分けると分けただけ、また役員さんと町内会長さん、また民生委員さんとか消防団も含めて、いろんな人たちがまた増えると、またそこで悩ましいところだと思いますので、最終的には多いところ、多分いろいろ

考えられていると思いますので、そういったものを見守っていききたいなと思っていますし、DXの今のお話、またいろいろうちのほうでも検討させていただいて、また町内会のほうで全部の町内会長さんがもしやるとしても、町内会で受け入れていただけるとは限りませんが、手挙げ方式で、例えばうちはちょっとやってみたいよというところがあれば、もしこれが実現するなら取り入れるのもいいんじゃないかとは思っております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

第81号議案 笠松町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時47分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

81号議案の質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

第82号議案 笠松町印鑑条例及び笠松町手数料条例の一部を改正する条例についての質疑を



許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

第83号議案 笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

第84号議案 笠松町火葬場及び墓地使用料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

田島議員。

○9番（田島清美君） 先日、ちょっと勉強会の際にいろいろと教えていただいて、1体燃やすのに8万円かかるということをお聞きしました。大体令和5年度で、火葬の、要はもらうお金が400万ぐらい町のほうに入ってくるんですけど、結局、事業費としては大体5年間ぐらい見ていると、1,400万から1,600万かかっているんですね。

令和4年度の際は、きれいに待合室を直されて、それで1,400万、約2,800万ぐらいかかっているんですけど、今後、令和7年度に火葬事業員が1人体制から2人体制になるから、約

2,800万ぐらいかかる予定だというふうにお聞きしているんですけど、今後、これだけの値上げをされて、このままこの火葬場を維持されていくのか、もしくは岐南町のように補助を出して、火葬場をどのように、直ったから、待合室を、これだけお金がかかるけれども、このまま何とか壊れるまでやっていこうかというふうなのか、ちょっとその辺りのことを教えていただきたいなと思います。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

火葬場につきましては、今後も継続をしていきたいというふうを考えております。その関係で維持をしていくために、今後、1人体制から2人体制、あと炉の計画的な改修等を見込みまして、使用料のほうもそのように見直しをさせていただいたということです。施設は継続をしていきたいというふうを考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） 町外の人が、岐阜市に持っていくほうが、この間勉強会で聞いたら安くなるので、多分岐南町とかの人は岐阜市のほうを使われると思うんですけど、それでも使ってもらわなくてもいいよというようなことなんですよね、結局8万円かかっちゃうから、結局1体。というふうに見込んで、町の人がすぐ使えるようにということで、赤字になっても、これはもう住民サービスだから今のところはそういうふうにされるという、また今後値上げをしていくとか、そういうふうになってしまうと、住民のサービスなのか何なのかちょっと分からなくなるようなことがあるんですけど、ちょっとその辺だけどのように見込んであるか教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

町外者の方は8万円に改正をするということになりますと、岐阜市さんが現在6万8,000円ということで、笠松の利用から減るのではないかとということだと思いますが、その辺は見込んで若干は減るのではないかと収入見込みもしております。

ただ、町内の方に利用していただく確保というのも含めまして、そのような価格設定をさせていただいているところでございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） すみません。いろいろ勉強させていただいておるんですけど、これは町外居住者よりも町内居住者のほうが値上げ率が高いと思うんですが、その辺の見解という

のはどのようにお考えかということと、なかなか現在のものを建て直すというのは、現状いろんな覚書等があつて難しいというのはお聞きしておるわけなんですけれども、例えば中身を全部変えてしまうということは可能なんでしょうか。例えば炉を改修していくという考え方もあると思いますけれども、例えば炉を全く新しくしてしまうということは可能かどうか。そのほうが例えば燃費効率であつたり、燃費効率という言い方がどうかというのは別として、より効率よくできるようになるのではないかというふうに思ったりするんですけれども、その辺のところというのはどのようにお考えですか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

まず1つ目の町内の値上げ率が高いというところでございますが、実際に8万円、先ほども田島議員さんのほうからありましたけど、実際8万円以上の経費がかかっております。そこを町内の居住者については減額をするということで、他市町等々の状況も見まして、1万円というふうに設定をさせていただいております。

ただ、2つ目の炉の改修ですけど、炉については現在も定期的に改修をしております。中の炉のれんがを全部変えたりとか、あとバーナーを換えたりとかというふうなことを計画的にやっておりますし、今後もそれを計画的に実施するということによって、継続してできるということになります。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

質疑・採決の途中ですけれども、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第85号議案 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議についての質疑を許し

ます。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

第86号議案 笠松町福祉会館空調設備改修工事請負契約の締結についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

第87号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

竹中議員。

○3番（竹中光重君） 議案書の33ページ、9款 教育費、2項 小学校費、1目 学校管理費、工事請負費287万7,000円、小学校校舎修繕等工事請負費について3点お尋ねいたします。

まず初めに、この工事費用は笠松小学校南舎の雨漏り修繕工事の費用が287万7,000円と理解でよろしいでしょうか。

2点目が、修繕工事の詳しい内容を教えてください。

3点目、またその工事の期間の予定も教えてください。

以上、まず3点お願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

まず、1点の工事の内容ですけれど、これは屋上全体ではなくて、主に今6年生がいる教室2クラスについての修繕を行う費用でございます。また、内容としましては、教室の天井、雨漏りした状態の部分もありますし、以前雨漏りしていて染みがついているとかという状況の抜本的な改修ということで、今ある天井の内装工事を行うと。それに対して、今現在雨漏りをしている部分について、それが落ちてこないような対策を取りながら修繕を行うという格好になります。

最後に、期間ですけれど、今回補正を通った時点で早急に業者選定をして、1月末までにはその2クラスについての修繕が完了するという予定で今考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） ありがとうございます。

今の御説明でいけば、現状の雨漏りで傷んだ教室を使用できるように内装を回復させる工事というふうに理解をいたしました。

もう一度お尋ねしたいです。となると、雨漏りに対する抜本的な改修工事、雨漏りしないような工事、屋上等の工事について、今後予定があるのか。または、どのような検討をされているのか教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

一般質問でも御説明しましたとおり、今後なぜ雨漏りをしているのか、いわゆる晴天が続く中で雨漏りをしているのかということ調査いたしまして、それに伴う雨漏りをしないように抜本的な改革をするために設計等を入れて、完全に雨漏りしない対策を練って実施したいと考えております。

それに伴って、時期的には調査がどのくらいかかるかにもよりますが、早急に対応するような格好で進めていきたいなと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） ありがとうございます。

いわゆる雨漏りを含めた校舎老朽化対策を短期的、中期的に考えるといいですか、検討するグループ、もしくはそのような委員会等を立ち上げることも御検討いただきながら、またそこに議員も含めていただきたいと思いますので、またよろしく御検討をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

間宮議員。

○6番(間宮寿和君) 今、竹中議員が質問なされたこの学校管理費の件で、同じくこのこと  
でちょっと質問をしたいんですが、実際、先日の一般質問のときにも、この6年生が隣同士の  
部屋であってほしいという要望があり、それに対してというような答弁をされておられまし  
たが、それを受けての工事になるのか。

それであって、もう一つ私がそこでちょっと不思議だと思いましたが、笠松小学校、当時  
は物すごい生徒がいて、今ほぼ半数ぐらいになってしまっている中で、教室というのはほ  
かにもかなり余っていると思うんですね。その中で、今、6年生の子が2つ隣同士がいいよ  
という要望があったということで、そのような別の部屋へ移るとか、そういうことをすぐやる  
ことがまずできなかったのか。

もう一つは、要望がないとそういうことってできないのか。いわゆる学校の判断の中で、す  
ぐ今ここが雨漏りし始めているから空いているこっちの部屋へ移るとか、そういうような判断  
というのは学校の中での判断としてできないのかということをお教えください。

○議長(伏屋隆男君) 天野教育文化部長。

○教育文化部長(天野富三君) 笠松小学校の校舎、教室、今、中舎と南舎を基本的に使って  
おります。北舎については1階のみ通級とかという部分で使っております。北舎については一番  
古くて、今2階、3階は使っていない状況になっております。

その中で、今ある教室、緊急の場合は学校等と相談して、学校サイドで今4年生については  
空き教室を使っただいて、空き教室といっても完全に今の教室と同じような体系のロッカ  
ーもあって使っただいているということで、本当のみんなと一緒にの教室。ただ、今、6年  
生の1クラスについては、会議室、両黒板はあるんですけど、ロッカーがない状態で一時的に  
避難をしていただいている状況になります。

あとのクラスは特別教室で、音楽室とかそういうところに、過去は一時的に避難をしてい  
ただいて、教室が足りない部分についてはそちらを一時的に避難していただいたという状況もあ  
ります。

そんな中で、学校サイドとしても、いわゆる学年が同じフロアで隣同士で授業をするのが基  
本的にいいという、子供たちにも、やっぱりその体制がいいということで要望等もいただい  
ておりますので、今回は一時的に今の数が足りているかと言われますと、今の状況では、移動し  
た時点では実際の本当の教室という部分、ロッカーもあってという部分は足りていないです  
という状況で、今、6年生の1クラスだけが今まだある程度の雨漏りがしていない状況です  
ので、緊急性がないということで、今、教室にはいただいていますけど、今後そういう中で今回  
修繕をさせていただくと、一時的に修繕をさせていただくという格好になります。

ただし、工事をやろうとすると、また移動をしていただかないと3階の修繕工事はできませんので、それについては今後、教室なり、また長期的になれば教室をつくらざるを得ない部分も、今ある集会室とか会議室等を同じような教室にするという工事が必要になってくる可能性もありますので、それについてはその都度また提案をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○6番（間宮寿和君） 分かりました。

取りあえず、それで分かりました。ただ、これは先ほどの答弁で1月の末までかかるということでしたよね。そうすると、冬休みはもちろん終わってしまって、子供たちが授業をしながら、そこを修繕ということになるんですか。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） そうですね。契約がいつできるかにもよりますけど、基本的には土・日を使って内装工事ができるという予定で今は進めておりますので、そのような格好で、授業に支障ないような格好で1月末を目標に工事をする予定でございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 今の笠松小学校の雨漏りの件ですが、雨が漏れるやつを下から蓋をして漏れないようにするという説明ですけれども、根本的に漏れるやつがまだ原因が分からないので、調査は併せてやるという答弁ですけれども、本来、教室としては1年生から6年生まで全部使われているわけですね。ただ、6年生が2クラス隣の部屋で授業をしたいというのならば、校長権限かなんか知りませんが、2クラスにつながるところをそこに持ってきて、その生徒を上げればいいじゃないか、移動させてやれば解決するのではないかなというのが1点と、本来、補正予算で上げるのは、例えば上から漏れてくる、どういうふうか、例えば屋上の塗装をしたらいいかという委託契約を出すべきじゃないかと。工事じゃなく委託契約をして、こうすれば直りますよと行ってから下も直るのが普通じゃないかなと思うんですが、その点どうですか。2点お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

雨漏りを完全に直すには、中からやってもそれは対策にはなっておりません。ただ、今の現状の教室の数について、分けてということなんですけど、同じクラス、学校がそれができるかといえば、最初に分けたクラスで、途中からクラスを変えとかということは、多分子供に対

しても多分負担が生じる部分が、急にクラスが増えたり減ったりするという部分が影響があるのではないかなという部分もありますし、あくまでも学校サイドとしては同じ学年でということで、あくまでも応急処置ということで、いわゆる教室内に雨漏りがしない、衛生的に教室内で授業ができるという、本当に一時対策にはなるんですけど、そのことで最終的に隣同士で卒業式を迎えるような格好の緊急対策として今回やらせていただきました。

ただ、今後の工事をやるにつれても、今の状況の教室は足りませんので、それについても今の修繕した教室については、当分の間は使って授業をしていただかないといけない状況になると思いますので、その点で今回、早急に工事をさせていただく予定であります。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 答弁いただいたんですけども、隣り合わせのクラスで卒業させたいというのであれば、私の理解ですけども、笠小は多分ほとんどのクラスが1学年1クラスで、多分6年生が2クラスあると思うんですけど、1クラスずつ、どんな配列か分かりませんが、隣り合わせになる部屋というのはないのかなあと。そこへ6年生をもってきて、今入っているところを分けると。例えば1年生や2年生が隣り合わせであれば、その6年生の部屋に動かすということであれば対応できるのではないかなと。

これについては答弁は求めませんが、そういうことができるのではないかなというふうに考えますので、よろしくをお願いします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

川島議員。

○8番（川島功士君） すみません。

ちょっと勘違いかもしれませんが、31ページの民生費、5目の福祉医療費の中で、今回、障がい者の方の給付費が非常に増えたということで補正になっておるんですけども、この部分というのは、いわゆる今だと例えば中学卒業するまでの医療費の無料化の部分も含まれている部分ですか。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 福祉医療の対象ですので、障がいの方、それから乳幼児、現状が中学生まで。そして母子と父子、この種類になります。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

そこまで含んでいるので、今度の補正で2億3,600万円になっているわけなんですけれども、



これは中学卒業するまでの分というのは幾らなんですか。来年度、18歳になると幾らになるというふうにお考えですかということと、来年度から岐阜市もなるんですね、高校卒業するまでに。岐阜市の場合は、事前にはがきで申し込まないと対象にならないというふうに親御さんから聞いたんですけども、市のほうからはがきが来て、それを返さないと高校卒業するまでの対象者に入れてもらえないというふうに聞いたんですけど、そういうことは、笠松町なり何なりというのはそういうふうなんでしょうか。自動的になるんでしょうか。どういうふうでそういう対象者になるんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 福祉医療、子供の関係の拡大の件ですけれども、ちょっと岐阜市さんのやり方はちょっと存じ上げておりませんので分かりませんが、こちら、前回、条例改正の際に御説明したように、影響額は大体2,000万ぐらいというふうに思っております。新しく対象になられる方につきましては、3月頃をめぐりに受給者証のほうは直接郵送させていただいて、それを持って行って使うという形を考えております。

すみません。一部漏れておりまして、口座でお金をお返すことがあるケースもありますので、申請書というものをまた一緒に送るという形を考えて、口座とか書いて申請いただく形も追加になります。すみません。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） すみません。

ということは、受給者証はもう自動的に送られるということで、その中に口座の申請をする書類が入るという考え方でいいんでしょうかね。

岐阜市の高校生を持つ保護者の方から、うちらは申し込んでもらえへんのやという言い方をされたので、うちはどうなのかなと思って、ちょっと心配になったので聞かせていただきました。

あともう一つ、この間の勉強会のときにも言ったんですけども、教育費の中の学校管理費の中で光熱水費が非常に高くなっているんですけども、電気代が高くなったのでということなんですけれども、LEDにして電力量というのは実際は下がっているのかどうかということについて、いかがですか。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

4月、5月、6月、いわゆるまだ空調等を入れていない時期については、昨年度と令和6年度で、電気使用量で約各月ごと平均すると1,300キロワットぐらい減額になっております。ということで、3か月、下羽栗小学校もそうですけど、基本的にはLEDにしたことによって電

気料は下がっていると判断をしております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり可決されました。

第88号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第88号議案は原案のとおり可決されました。

第89号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

第90号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり可決されました。

第91号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

第92号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第92号議案は原案のとおり可決されました。

第93号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり可決されました。

第94号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決されました。

第95号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（伏屋隆男君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和6年第4回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて令和6年第4回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時40分

上記は会議の次第を議会議務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年12月16日

議 長            伏 屋 隆 男

議 員            田 島 清 美

議 員            竹 中 光 重